

平成 30 年 2 月 28 日

厚生労働省

医政局看護課長 島田 陽子 殿

公益社団法人日本小児科学会

会 長 高橋 孝雄



公益社団法人日本小児保健協会

会 長 秋山千枝子



公益社団法人日本小児科医会

会 長 松平 隆光



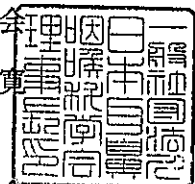
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会

会 長 金子 道夫



一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会

理事長 森山 寛



日本重症心身障害学会

理事長 有馬 正高



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について

平成 27 年 10 月の「特定行為に係る看護師の研修制度」施行以降、看護師による診療の補助が制限され、重症心身障害児（者）の気管カニューレが事故抜去した際に、看護師が対応できず、児（者）が生命の危機に瀕する状態に発展する事例が散見されます。

このような事態が起こる背景には、特定行為に係る看護師の研修制度に対する解釈の誤認があり、緊急時も医師の指示があった場合を除いて、看護師が診療の補助の行為を実施することはできないという誤解があるように思われます。

つきましては、下記の質問に対して、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

福祉、教育、保育等、あらゆる場において子どもの気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態等のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において、看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条ただし書の規定により、同法違反とはならないと解してよろしいか。

以上

貴局からのご回答を含め、当該認識について、当会並びに関連団体ホームページによる周知をさせていただく予定でございます。